

## 公文書館未設置の都道府県・政令市の状況について

令和5年2月  
内閣府調べ

### 【公文書館未設置の都道府県・政令市について】

- ・愛媛県、熊本県、鹿児島県（3県）
- ・仙台市、千葉市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、  
熊本市（8市）

※京都市は「歴史資料館」で歴史的公文書の原本を永久保存

※その他の3県7市においては、公文書館等の設置を検討中・検討予定

### 【永久保存について】

- 現用文書として永久保存  
愛媛県、鹿児島県、千葉市  
(※愛媛県は条例を制定済。鹿児島県、千葉市は条例を検討中。)

## 公文書館未設置の都道府県・政令市（3県・8市）の状況について

令和5年2月 内閣府調べ

自治体名	歴史公文書の 永久保存のルール	歴史公文書の保存方法 利用のルール	公文書館の設置の検討状況
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書管理条例（平成30年施行）</li> <li>・永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> <li>※ガイドラインにおいて規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁舎内の書庫で保管。</li> <li>・利用は情報公開請求等の手続で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書館の設置に向けた庁内検討会を今年度設置。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政文書等管理条例（平成24年施行）</li> <li>・永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事（県政情報文書課）に移管。</li> <li>・県庁舎内の専用書庫で管理している。</li> <li>・情報プラザ等で利用請求への対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で既に公文書館の機能を果たしているため、県民に対し、その趣旨を明確にするよう公文書センター等の呼称を検討中。</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県文書規程（昭和60年施行）</li> <li>・永久保存のルールあり（現用文書）</li> <li>・公文書管理条例の制定を検討中。 （意見公募済み、令和5年第1回議会提出予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書完結1年後に学事法制課に引継。</li> <li>・県庁舎内の書庫で保管。</li> <li>・情報公開請求の手続で利用可能。</li> <li>・条例案では歴史公文書の利用手続を規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月1日に条例全面施行予定。</li> <li>・条例施行後に、歴史公文書として保存すべき文書量の把握状況等を踏まえながら、必要性も含めて検討予定。</li> </ul>
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政文書取扱規程（平成19年施行）</li> <li>・永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> <li>・2月議会に条例案を提出。 （承認されれば令和5年4月1日施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書館予定施設で保管。</li> <li>・利用請求も準備室の窓口で対応。 （情報公開請求とは別制度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市公文書館（仮称）を令和5年度中に開館予定。（準備室も設置）</li> <li>・条例案に公文書館設置の規定あり。</li> <li>・旧小学校の校舎を利用。</li> </ul>
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書管理規則（平成12年施行）</li> <li>・永久保存のルールあり（現用文書）</li> <li>・令和4年4月に公文書管理条例検討委員会を設置。条例を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内の書庫の一角で現用公文書と区別して保管。</li> <li>・利用は、情報公開の手続で対応。公文書の管理条例制定後にルールも整備される見込み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物的・人的リソースの都合上独立した施設の設置が難しいため、公文書館機能を制度所管課が担う方向で検討中。</li> </ul>

自治体名	歴史公文書の 永久保存のルール	歴史公文書の保存方法 利用のルール	公文書館の設置の検討状況
浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書規則（平成13年施行）</li> <li>・ 永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> <li>・ 条例の検討はしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用の施設に保管。その他、公文書用書庫等で保管。</li> <li>・ 利用請求は情報公開請求の手続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討している。</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書管理規則（平成14年施行）</li> <li>・ 永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> <li>・ 条例の検討はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市歴史資料館が歴史的公文書に指定したものは、歴史資料館に引継ぎ及び保管している。</li> <li>・ 利用は、情報公開請求の手続で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史資料館が一部の役割を担っており、検討していない。</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書規程（平成2年施行）</li> <li>・ 法制文書課長が歴史的文書と指定。各課は同課長に引き渡し、永久保存。</li> <li>・ 今後、条例については検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎内の公文書庫に集約・保管。</li> <li>・ 利用は情報公開請求の手続で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の施設に公文書館機能をもたせる形も含め、公文書館について検討している。</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書管理規程（昭和35年施行）</li> <li>・ 永久保存のルールあり（歴史的公文書）</li> <li>・ 公文書管理条例の制定を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎内の各課の書庫等で管理。</li> <li>・ 一部の古い文書等は業務改革課で引き継いで管理。</li> <li>・ 利用は情報公開請求で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （仮称）神戸市歴史公文書館の整備に向けた意見公募を実施（令和4年秋）</li> <li>・ 令和7年度中に開館予定。</li> </ul>
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書取扱規程（平成15年施行）</li> <li>・ 永久保存のルールあり（歴史公文書）</li> <li>・ 条例の検討はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書担当課に移管し、庁舎内の書庫で管理。一部文書は外部書庫で保管。</li> <li>・ 利用は情報公開請求で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の検討開始に向けて準備をしているところ。</li> </ul>
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書管理条例（令和3年施行）</li> <li>・ 特定歴史公文書等として永久保存のルールあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎内各課の書庫等で管理。</li> <li>・ 歴史公文書の利用請求手続あり。</li> <li>・ 利用は文書担当課で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公文書の管理の在り方について」を公文書等管理委員会へ諮問し、公文書館を設置すべき旨答申（令和4年11月）。</li> <li>・ 公文書館（単独型）の設置場所を選定中。令和5年度に基本計画策定予定。</li> </ul>

## 都道府県における公文書館の設置状況及びその設置形態

令和5年2月時点  
内閣府公文書管理課

### 【単独の施設として設置（14）】

北海道、福島、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、兵庫、  
岡山、徳島、福岡、宮崎、沖縄

（※）福岡県は、政令市以外の県内市町村と共同で設置。

### 【他の施設内に設置・併設（24）】

- ・ 府県庁（8）：青森、岩手、栃木、静岡、滋賀、大阪、島根、佐賀
- ・ 図書館（12）：宮城、秋田、新潟、富山、福井、京都、和歌山、  
鳥取、山口、香川、大分、長崎
- ・ その他（4）：山形（生涯学習センター）  
愛知（自治センター）  
高知（生涯学習センター）  
広島（情報プラザ）

### 【他施設と一体（6）】

- ・ 図書館（3）：石川、山梨、奈良
- ・ 博物館（3）：茨城、長野、三重

### 【未設置（3）】

- ・ 愛媛、熊本、鹿児島